

岸和田市国土強靱化地域計画

令和 3 年 2 月策定

令和 4 年 3 月改訂

岸和田市

- 目 次 -

第1章 計画の策定趣旨・位置付け・期間.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	3
第2章 本市の地域特性	4
1. 位置及び社会的条件	4
2. 自然的条件	6
3. 過去の災害	10
4. 想定される災害	14
第3章 基本的な考え方と目標	15
1. 基本目標	15
2. 対象とする災害(リスク)	15
3. 事前に備えるべき目標	15
4. 計画を推進する上での基本的な方針	16
第4章 脆弱性の評価	17
1. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	17
2. 脆弱性評価結果	18
第5章 国土強靱化の推進方針	19
1. 指標の設定	19
2. 推進方針(具体的な取組)	19
第6章 計画の推進と進行管理	56
1. 推進体制	56
2. 計画の進行管理	56
資料編 1 脆弱性評価結果	57
資料編 2 指標一覧	69

第 1 章 計画の策定趣旨・位置付け・期間

1. 計画策定の趣旨

我が国は国土の地理的・地形的・気象的な特性により豊かな自然に恵まれ、地域の住民や来訪者等に多くの恵みをもたらし、地域の活力にもなっています。

一方、その自然的条件から、地震、津波、暴風、豪雨、土砂災害、火山噴火等、多種の自然災害が発生しやすい特性を有しています。

本市においては、これまで災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに災害による被害を軽減するため、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「岸和田市地域防災計画」を昭和 40 年度（1965 年度）に策定し、改訂を重ね、市域の安全・安心のために取り組んできました。

国では、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成 26 年（2014 年）6 月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。

これを受け、大阪府では平成 28 年（2016 年）3 月に「大阪府強靱化地域計画」を策定し、仮に大規模な災害に見舞われた場合にも、国の成長をけん引する大都市としての機能を可能な限り維持、あるいは早期に回復できるよう、あらゆる事態を想定した強靱なまちづくりに取り組んでいます。

近年、気候変動により頻発化・激甚化する豪雨災害や台風により甚大な被害が拡大していることや南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の巨大地震の発生が懸念されています。本市も例外ではなく、平成 29 年（2017 年）の台風 21 号では記録的大雨、平成 30 年（2018 年）の台風 21 号では記録的暴風により大きな被害を受けました。

今後、いつ起こるかわからないこれまで経験したことがない大規模な自然災害等に対し、地域経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えた「強靱な地域」をつくりあげる施策を推進するため「岸和田市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「大阪府強靱化地域計画」との調和を保った計画です。また、本市の施政の基本方針である「岸和田市まちづくりビジョン（岸和田市総合計画）」や「岸和田市地域防災計画」等とも整合を図り、各種個別計画等における国土強靱化に係る施策の指針として位置付けます。また、国土強靱化地域計画は、地域防災計画と比べて、発災前の取組に着目した計画です。

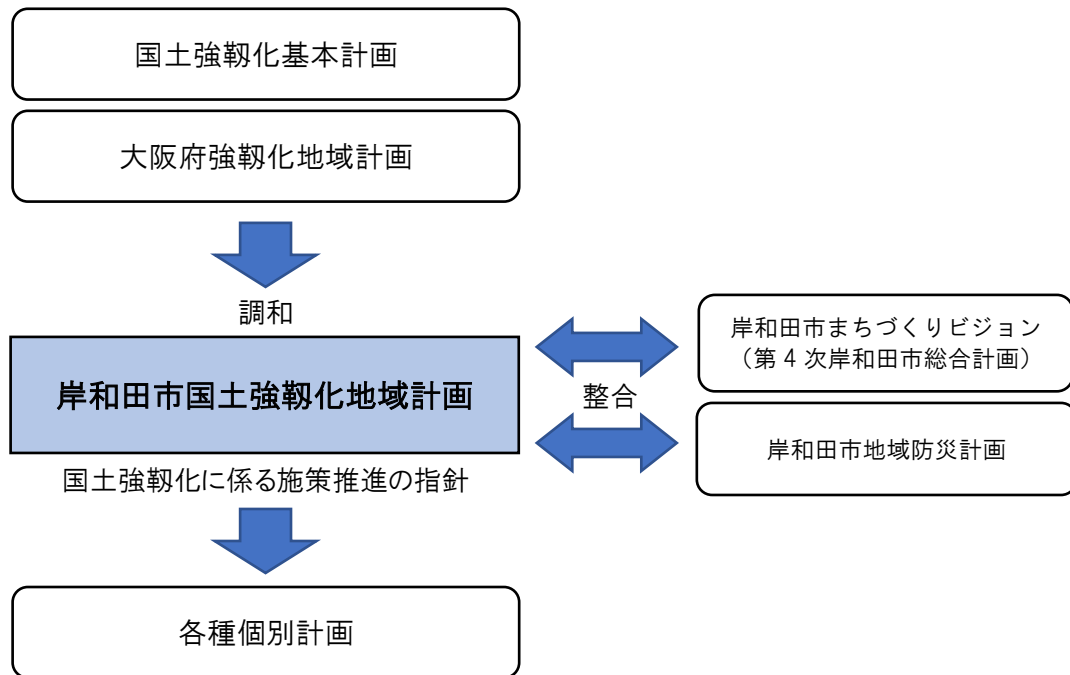


図 計画の位置付け

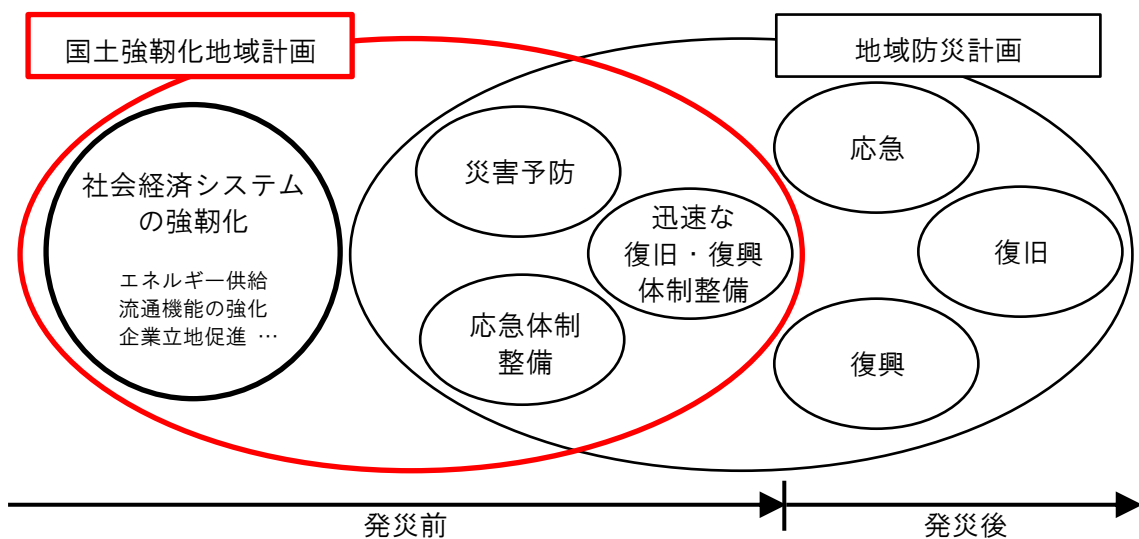


図 国土強靱化地域計画における対象

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取組状況の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて計画を見直すこととします。

第2章 本市の地域特性

1. 位置及び社会的条件

(1) 位置

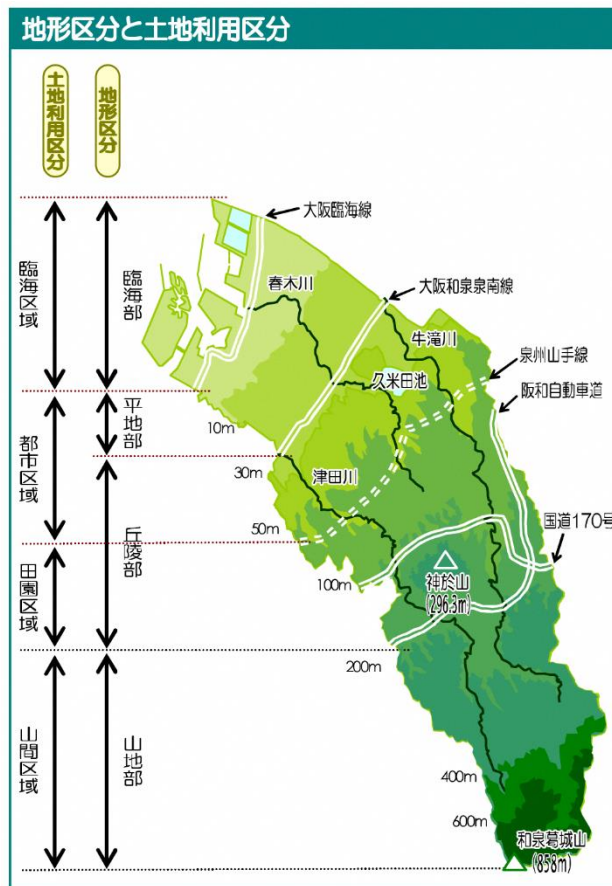
本市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置しており、北西部は大阪湾に臨み、南西部は貝塚市、北部は泉北郡忠岡町、東部は和泉市、南部は和泉山脈で和歌山県と接しています。面積は72.72km²、広ぼうは東西約10.4km、南北約17.0kmであり、海から山にかけて細長い地形をしています。

本市の市域は、縦断する主な3つの二級河川（牛滝川、春木川、津田川）が谷筋を形成しています。土地利用は、臨海区域、都市区域、田園区域、山間区域の4つの区域に区分することができます。主として、臨海区域は工業・商業・流通業・港湾業として、都市区域は住宅・農業・工業・商業等として、田園区域は住宅と農業として利用され、山間区域は森林等の環境保全が行われています。



面積	72.72 km ²
位置	最東: 東経 135° 27' 49" 北緯 34° 22' 35"
	最西: 東経 135° 21' 02" 北緯 34° 28' 33"
	最南: 東経 135° 26' 30" 北緯 34° 20' 51"
	最北: 東経 135° 22' 15" 北緯 34° 30' 02"
広ぼう	東西: 10.4km 南北: 17.0km
海拔	最高: 865.7m 最低: 0.0m

資料：岸和田市公式ウェブサイト

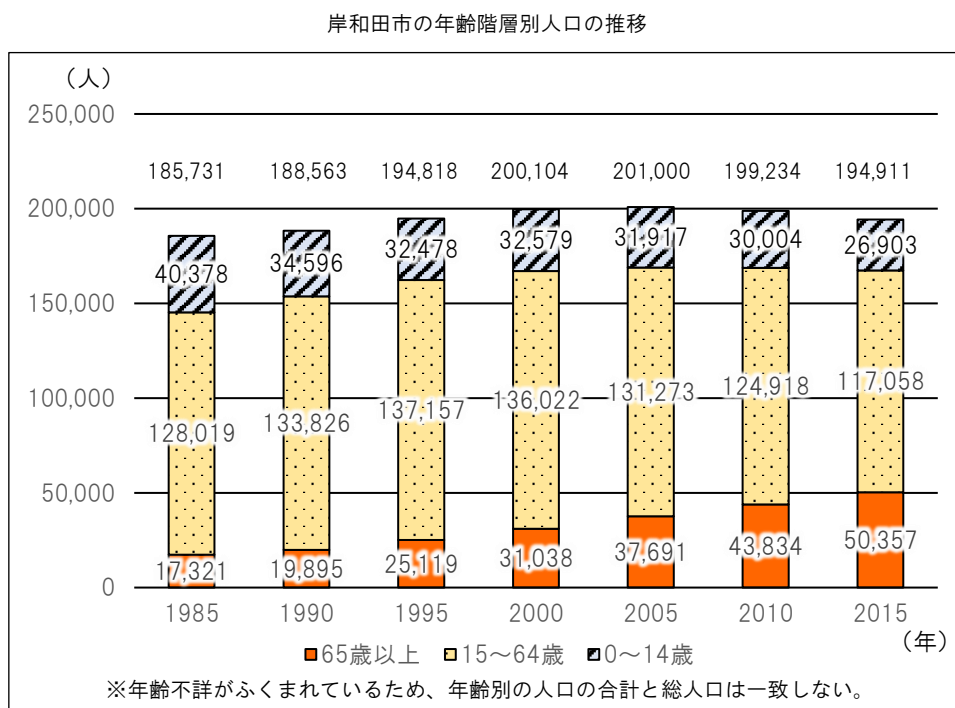


資料：第4次岸和田市総合計画

(2) 人口

住民基本台帳によると、本市の総人口は平成 5 年末（1993 年）の 190,604 人から増加を続け、平成 15 年末（2003 年）には 202,495 人に達しましたが、やがて横ばいから減少に転じ、令和元年末（2019 年）には 194,162 人となっています。

本市の年齢別人口推移は、昭和 60 年（1985 年）から平成 27 年（2015 年）の国勢調査によると、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は、平成 7 年（1995 年）までは増加し、平成 12 年（2000 年）からは減少に転じています。15 歳未満の年少人口は平成 7 年（1995 年）から平成 12 年（2000 年）に微増が見られる以外は減少を続けており、これに対して 65 歳以上の高齢者人口は一貫して増加を続けています。



資料：国勢調査

2. 自然的条件

(1) 地形

本市の地形は、和泉山脈の南東から大阪湾の北西方向にかけて、和泉山地、丘陵、台地、低地に区分されます。このうち丘陵は、標高 200m から数 10m の丘陵面をなし、本市域及びその周辺では、牛滝川、春木川、津田川等の河川により、分割されています。

段丘は、高位・中位・低位の各段丘堆積層により構成され、高位段丘堆積層は、河成の砂礫を主とする地層で、丘陵部では海成層を伴わず大阪層群を不整合に覆っています。中位段丘堆積層は、河岸段丘、扇状地性段丘として、また海岸沿いの台地・段丘として分布し、そのほとんどが河成の砂礫層で構成されています。低位段丘堆積層は、河成の砂礫層から構成され、河川下流部にやや広い分布を示します。

低地は沖積層で形成され、河川沿いの氾濫原や海岸沿いの低地に小規模に分布します。

(2) 断層

大阪府を取り巻く主な活断層としては、上町断層、生駒断層、有馬高槻構造線、中央構造線等が挙げられます。そのうち、本市に関連する活断層としては、上町断層帯の一部（久米田池断層）等があります。

上町断層帯は、豊中市の佛念寺断層から大阪市を経て岸和田市の久米田池付近まで続く総延長約 42 km の活断層で、久米田池断層はその一部とされています。

また、令和 2 年 11 月に泉大津市から阪南市まで総延長 21km の活断層を大阪湾南東岸断層と呼称すると公表されました。

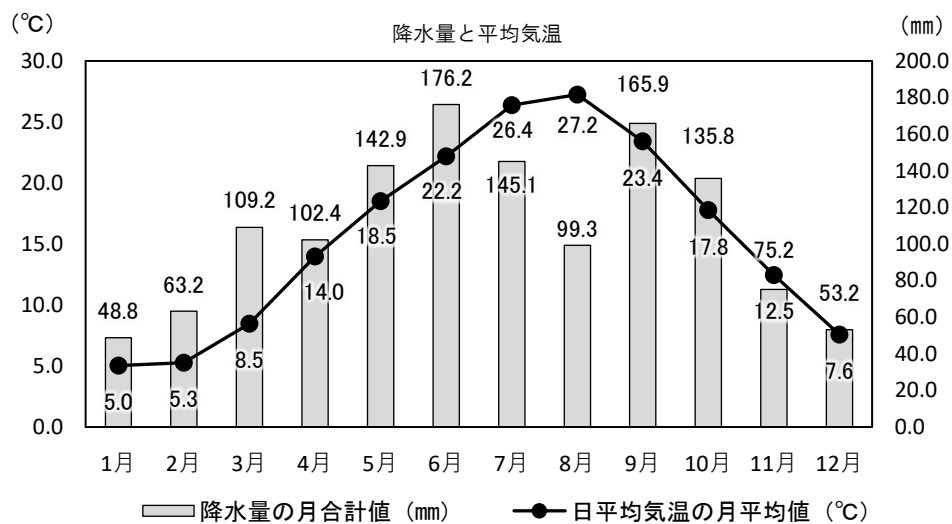


資料：岸和田市地震ハザードマップ

(3) 気象

本市の気候は温暖寡雨な瀬戸内海式気候であり、晴天日数は概して多く、降雨・降雪は比較的少ないです。

地域気象観測（熊取）の平年値（昭和 55 年（1980 年）～令和元年（2019 年））によると、気温は、8 月が最も高く 27.2℃、1 月が最も低く 5.0℃となっています。また、降水量は、6 月が最も多く 176.2mm、1 月が最も少なく 48.8mm となっています。



資料：地域気象観測「熊取」（気象庁）

しかしながら、月間降水量が 200mm を超えた月を過去と比較すると、昭和 55 年～平成元年（1980 年代）は 11 回あったのに対し、平成 22 年～令和元年（2010 年代）は 20 回と増加しており、集中豪雨のリスクが高まっています。

平成 22 年～令和元年（2010 年代）の月別降水量

単位：mm

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
1 月	51.5	2.5	34.0	42.0	57.5	90.5	73.0	32.0	66.5	22.5
2 月	102.0	89.0	120.0	96.5	53.5	19.0	98.5	47.5	35.0	57.5
3 月	204.5	55.0	139.0	85.0	172.0	172.5	95.5	43.5	161.0	81.5
4 月	133.5	96.0	92.0	77.5	75.0	106.0	121.0	82.0	165.0	59.5
5 月	100.0	323.0	32.5	29.0	71.0	103.5	153.5	80.0	296.0	112.0
6 月	163.5	240.0	286.5	197.0	62.5	142.0	218.0	129.5	179.0	122.0
7 月	218.0	138.5	145.0	66.5	92.0	322.0	115.0	113.5	296.5	280.5
8 月	34.5	51.0	10.5	79.5	353.0	87.0	86.5	108.5	52.0	269.5
9 月	94.5	439.0	158.0	325.5	68.0	140.0	246.5	106.5	384.5	56.5
10 月	169.0	164.0	134.5	233.5	218.5	28.0	63.5	572.0	35.0	227.0
11 月	28.0	86.5	112.5	78.0	64.5	124.5	95.0	53.5	17.5	13.0
12 月	111.5	24.5	109.0	70.5	111.0	67.5	95.5	40.0	62.0	78.5
年間計	1,410.5	1,709.0	1,373.5	1,380.5	1,398.5	1,402.5	1,461.5	1,408.5	1,750.0	1,380.0
月最大	218.0	439.0	286.5	325.5	353.0	322.0	246.5	572.0	384.5	280.5

昭和 55 年～平成元年（1980 年代）の月別降水量

単位：mm

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H01
1 月	84.0	9.0	19.0	40.0	40.0	17.0	26.0	65.0	44.0	101.0
2 月	34.0	64.0	50.0	40.0	47.0	77.0	15.0	32.0	13.0	173.0
3 月	41.0	48.0	89.0	102.0	38.0	170.0	161.0	120.0	110.0	127.0
4 月	43.0	68.0	143.0	165.0	74.0	186.0	98.0	46.0	96.0	75.0
5 月	221.0	179.0	108.0	134.0	121.0	108.0	207.0	170.0	135.0	130.0
6 月	145.0	179.0	106.0	117.0	307.0	303.0	159.0	109.0	387.0	196.0
7 月	216.0	96.0	206.0	175.0	105.0	66.0	99.0	120.0	95.0	126.0
8 月	155.0	31.0	359.0	52.0	34.0	88.0	10.0	53.0	114.0	130.0
9 月	141.0	133.0	71.0	211.0	89.0	124.0	121.0	81.0	135.0	605.0
10 月	215.0	115.0	26.0	94.0	35.0	99.0	80.0	111.0	36.0	60.0
11 月	89.0	65.0	100.0	18.0	66.0	69.0	29.0	45.0	33.0	45.0
12 月	45.0	19.0	50.0	14.0	45.0	37.0	68.0	13.0	9.0	28.0
年間計	1,429.0	1,006.0	1,327.0	1,162.0	1,001.0	1,344.0	1,073.0	965.0	1,207.0	1,796.0
月最大	221.0	179.0	359.0	211.0	307.0	303.0	207.0	170.0	387.0	605.0

資料：地域気象観測「熊取」（気象庁）

月別平均気温が 25℃を超えた月を過去と比較すると、昭和 55 年～平成元年（1980 年代）は 15 回あったのに対し、平成 22 年～令和元年（2010 年代）は 22 回と増加しており、温暖化と集中豪雨の関連性が否定できません。

平成 22 年～令和元年（2010 年代）の月別平均気温

単位：℃

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
1 月	5.4	3.6	4.7	4.2	4.9	5.5	6.0	5.5	4.3	5.8
2 月	7.2	6.1	3.9	4.9	4.9	6.0	6.5	5.7	4.4	6.9
3 月	9.0	7.2	8.3	10.0	9.4	9.1	9.8	8.0	10.5	9.7
4 月	12.6	13.1	14.3	13.1	13.3	15.1	15.3	14.8	15.8	13.7
5 月	18.0	18.9	18.1	18.5	18.5	20.0	19.8	19.6	18.9	19.2
6 月	22.9	23.3	21.7	23.0	22.5	21.7	22.3	21.5	22.3	22.6
7 月	26.6	26.5	26.6	27.3	26.6	25.9	26.9	27.6	27.9	25.4
8 月	28.7	27.7	28.0	28.4	26.8	27.1	27.9	28.0	28.3	27.7
9 月	25.3	23.8	24.3	23.4	22.8	22.1	24.4	23.0	23.2	25.1
10 月	18.6	18.0	17.8	19.3	18.2	17.6	19.1	17.5	18.1	19.5
11 月	12.1	14.1	11.6	12.0	13.0	14.0	12.4	11.8	13.2	12.9
12 月	8.2	7.4	5.9	7.1	6.2	9.2	8.6	6.3	8.6	8.6

昭和 55 年～平成元年（1980 年代）の月別平均気温

単位：℃

	1980 年	1981 年	1982 年	1983 年	1984 年	1985 年	1986 年	1987 年	1988 年	1989 年
1 月	4.6	2.5	4.5	5.2	2.8	3.2	3.0	5.5	6.1	6.8
2 月	3.3	3.7	4.4	4.3	2.1	5.3	2.7	5.7	4.2	6.5
3 月	7.2	8.0	8.8	7.6	5.0	8.1	7.1	7.8	7.3	8.2
4 月	12.4	13.0	12.8	15.2	12.2	13.8	13.6	12.6	13.1	13.9
5 月	17.8	16.8	19.2	18.0	17.2	18.5	17.3	17.8	17.4	17.2
6 月	22.3	21.6	20.8	20.9	22.1	20.9	21.7	21.9	21.7	20.9
7 月	24.5	26.4	23.3	25.4	25.9	26.2	25.2	26.1	24.8	25.0
8 月	24.9	25.5	25.7	27.6	27.0	26.5	26.5	27.1	25.8	25.9
9 月	21.6	21.1	21.4	23.6	22.1	23.8	22.8	22.5	23.0	23.3
10 月	17.0	16.1	16.7	16.4	16.3	17.6	15.6	18.1	16.3	16.5
11 月	12.2	10.2	13.4	11.3	12.2	11.9	11.2	12.4	10.6	12.8
12 月	6.0	6.8	7.9	6.2	6.9	5.8	8.1	7.8	6.6	7.6

資料：地域気象観測「熊取」（気象庁）

平成 30 年（2018 年）9 月に発生した台風 21 号は、非常に強い勢力で日本に上陸し、近畿地方を中心に甚大な被害が発生しました。

大阪府では全壊 28 棟、半壊 436 棟、一部破損が約 6.5 万棟と全国で最大の被害を受けており、本市においても市全域で全壊 12 戸、半壊 99 戸の被害を受けました。

ライフラインへの被害も大きく、近畿地方では大規模な停電や断水が発生したため、電気器具、水道、風呂、トイレが使用不可になる等、住民生活にも多大な支障が発生しました。

3. 過去の災害

(1) 地震

大阪府に影響が及んだ大規模な地震としては、平成 7 年（1995 年）1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震（直下型地震でマグニチュード 7.3、震源の深さ 16 km）があります。この地震により、市内では住家の全壊 1 棟、半壊 14 棟、一部破損 566 棟（平成 9 年（1997 年）2 月 7 日現在）の他、臨海埋立地の構造物の一部に被害が認められました。大阪府に被害を及ぼした主な地震は以下のとおりです。

大阪府に被害を及ぼした主な地震

地震名（地域）	発生年月日	マグニチュード	大阪府の被害状況（全国での被害）
（五畿・七道）	仁和 3 年（887 年） 8 月 26 日	M=8.0~8.5	津波による死者多数。
（畿内・土佐・阿波）	正平 16 年（1361 年） 8 月 3 日	M=8 1/4~8.5	四天王寺倒壊により、圧死者 5 人。津波による被害あり。
（摂津・河内）	永正 7 年（1510 年） 9 月 21 日	M=6.5~7.0	寺社倒壊。死者あり。
慶長伏見地震（畿内）	慶長 1 年（1596 年） 9 月 5 日	M=7 1/2±1/4	堺で死者 600 人余。
（山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃）	寛文 2 年（1662 年） 6 月 16 日	M=7 1/4~7.6	大坂城、高槻城、岸和田城破損、大阪で若干の死者あり。
宝永地震	宝永 4 年（1707 年） 10 月 28 日	M=8.6	大阪で、死者約 750 人、家屋全壊 1,000 棟余、他に津波による死者多数。
安政東海地震	安政 1 年（1854 年） 12 月 23 日	M=8.4	（東海沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家全壊・焼失約 30,000 棟、死者 2,000~3,000 人。）

地震名（地域）	発生年月日	マグニチュード	大阪府の被害状況（全国での被害）
安政南海地震	安政 1 年(1854 年) 12 月 24 日	M=8. 4	（南海沖の巨大地震。安政東海地震の被害と区別するのが難しい。）
濃尾地震	明治 24 年(1891 年) 10 月 28 日	M=8	死者 24 人、負傷者 94 人、家屋全壊 1, 011 棟。
北丹後地震	昭和 2 年(1927 年) 3 月 7 日	M=7. 3	死者 21 人、負傷者 126 人、住家・非住家全壊 127 棟。
河内大和地震	昭和 11 年(1936 年) 2 月 21 日	M=6. 4	死者 8 人、負傷者 52 人、住家全壊 4 棟。
東南海地震	昭和 19 年(1944 年) 12 月 7 日	M=7. 9	死者 14 人、負傷者 135 人、住家全壊 199 棟。
南海地震	昭和 21 年(1946 年) 12 月 21 日	M=8	死者 32 人、負傷者 46 人、住家全壊 234 棟。
吉野地震	昭和 27 年(1952 年) 7 月 18 日	M=6. 7	死者 2 人、負傷者 75 人、住家全壊 9 棟。
兵庫県南部地震	平成 7 年(1995 年) 1 月 17 日	M=7. 3	（死者 6, 434 人、行方不明 3 人、負傷者 43, 792 人、住家全壊 104, 906 棟。）
鳥取県西部地震	平成 12 年(2000 年) 10 月 6 日	M=7. 3	負傷者 4 人。
（紀伊半島南東沖）	平成 16 年(2004 年) 9 月 5 日	M=7. 4	負傷者 10 人。
東北地方太平洋沖地震	平成 23 年(2011 年) 3 月 11 日	M=9	負傷者 1 人。 ＜平成 31 年（2019 年）3 月 1 日現在、消防庁調べ＞
（淡路島付近）	平成 25 年(2013 年) 4 月 13 日	M=6. 3	負傷者 5 人。 ＜平成 25 年（2013 年）5 月 14 日現在、消防庁調べ＞
（大阪府北部）	平成 30 年(2018 年) 6 月 18 日	M=6. 1	死者 6 人、負傷者 385 人、住家全壊 20 棟、住家半壊 443 棟。 ＜平成 31 年（2019 年）2 月 12 日、消防庁調べ＞

資料：大阪府の地震活動の特徴 https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kinki/p27_osaka/
（最終閲覧：令和 2 年（2020 年）年 8 月 24 日）

(2) 風水害

本市に大きな被害をもたらした風水害は、台風、梅雨前線及び台風くずれの低気圧に伴う暴風雨、集中豪雨によるものが多いです。本市の主な風水害は、以下のとおりです。

本市に被害を及ぼした主な風水害

災害名	発生年月日	被害の状況
室戸台風	昭和 9 年（1934 年） 9 月 21 日	大波のため海水の浸水あり。倒壊家屋数量不明、死者 4 人。
ジェーン台風	昭和 25 年（1950 年） 9 月 3 日	死者 4 人、行方不明者 1 人、負傷者 680 人、家屋全壊 250 戸、家屋半壊 1,185 戸。
7 月豪雨 （梅雨前線）	昭和 27 年（1952 年） 7 月 7 日～11 日	死者 3 人、流出家屋 5 戸、全壊 4 戸、半壊 4 戸、床上浸水 668 戸、床下浸水 2,851 戸、河川決壊 13 ヶ所、護岸崩壊 34 ヶ所、橋梁流失 24 ヶ所、山崩れ。
台風 13 号	昭和 28 年（1953 年） 9 月 25 日	全壊 14 戸、半壊 109 戸、流失 2 戸、床上浸水 39 戸、床下浸水 243 戸。
台風 6 号	昭和 36 年（1961 年） 6 月 24 日	春木南地区にて納屋（27 m ² ）が倒壊、阿間河滝町にて用水路決壊、白原の蒲浦地の堤決壊、その他牛滝川上流の数ヶ所にて崖崩れ。
第 2 室戸台風	昭和 36 年（1961 年） 9 月 16 日	市内で家屋全壊 110 戸、半壊 610 戸、床上浸水 2,750 戸、床下浸水 2,100 戸。
台風 2 号	昭和 36 年（1961 年） 9 月 25 日	市内で床上浸水 630 戸。
梅雨前線	昭和 42 年（1967 年） 7 月 7 日～12 日	床上浸水 8 戸、床下浸水 843 戸、護岸崩壊 18 ヶ所、河川災害 19 ヶ所、道路災害 13 ヶ所。
梅雨前線	昭和 47 年（1972 年） 7 月 12 日～13 日	春木南浜町、南町、磯上町、土生町等で床下浸水 309 戸、床上浸水 1 戸。
6 月豪雨	昭和 54 年（1979 年） 6 月 29 日	西之内町、宮本町、野田町などで床下浸水 90 戸。下松町、上町を中心に床下浸水 95 戸。
台風 10 号	昭和 57 年（1982 年） 8 月 1 日	古城川があふれ、堺町、大手町などで床上、床下浸水約 160 戸。
梅雨前線	平成 7 年（1995 年） 7 月 4 日～6 日	床下浸水 120 戸、床上浸水 4 戸、家屋の一部破損 3 戸。

災害名	発生年月日	被害の状況
集中豪雨	平成 16 年（2004 年） 5 月 13 日	床上浸水 74 戸、床下浸水 224 戸。
豪雨	平成 19 年（2007 年） 7 月 16 日～17 日	包近町で床上浸水 1 戸、三田町・土生町で床下浸水 3 戸、内畑町・河合町・大沢町で土砂崩れ 4 ケ所。
台風 12 号	平成 23 年（2011 年） 9 月 2 日～4 日	上白原地区にて土砂崩れ、4 世帯 12 人に対し避難勧告、被害なし。
台風 11 号	平成 26 年（2014 年） 8 月 9 日～10 日	河合町にて土砂崩れ、家屋の一部損壊 1 戸、河合町船渡地区（27 世帯 65 人）に対し、避難指示。
台風 19 号	平成 26 年（2014 年） 10 月 12 日～13 日	堺町を中心に床上浸水 9 戸、床下浸水 74 戸。
台風 21 号	平成 29 年（2017 年） 10 月 22 日	大沢町にて死者 1 人、半壊 1 戸、床上浸水 5 戸、床下浸水 4 戸、橋梁流出 1 ケ所、道路冠水、道路・河川護岸崩壊市内数ヶ所。
台風 21 号	平成 30 年（2018 年） 9 月 4 日	市全域で全壊 12 戸、半壊 99 戸、その他多数の家屋損壊、春木体育館屋根欠損、その他多数の公共施設損壊、林道 3 線長期通行止め、市内ほぼ全域にて停電（一部地域は数日に及ぶ）。

資料：岸和田市地域防災計画ほか

4. 想定される災害

(1) 地震・津波

今後想定される本市に大きな影響を与える地震は、「南海トラフ巨大地震」、「上町断層帯地震」、及び「中央構造線断層帯地震」です。

地震は、併せて津波被害も懸念され、海溝型地震である南海トラフ巨大地震では特に地震と津波双方の被害が懸念されます。

地震名 (分類)	マグニチュード	震度	今後 30 年以内の 地震発生確率	想定される被害
上町断層帯地震 (活断層型地震)	7.5~7.8	4~7	2%~3%	罹災者数 98,411 人 死者 362 人 負傷者 2,256 人 建物被害 30,150 棟
中央構造線断層帯地震 (活断層型地震)	7.7~8.1	3~7	0.008%~0.3%	罹災者数 24,028 人 死者 13 人 負傷者 1,426 人 建物被害 7,417 棟
南海トラフ巨大地震 (海溝型地震)	9.0	5 強~6 弱	70%~80%	罹災者数 33,386 人 死者 1,911 人 負傷者 3,106 人 建物被害 8,261 棟

資料：岸和田市地域防災計画、大阪府の地震活動の特徴

(2) 風水害（暴風・高潮・洪水）

台風に伴う暴風によって家屋や建造物の損壊が懸念されるほか、高潮が発生した場合は、沿岸部の浸水被害と家屋や建造物の損壊も想定されます。

また、台風や集中豪雨によって、牛滝川、春木川、津田川等の河川の氾濫が発生し、各流域における浸水被害が想定されます。

(3) 土砂災害

山間地域では、大雨が地中に浸透することで地盤が緩み、斜面崩壊、地すべり、土石流等の土砂災害が想定されます。

第3章 基本的な考え方と目標

1. 基本目標

本計画では、「国土強靱化基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を保ち、以下の4項目を基本目標とします。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
- (4) 迅速な復旧復興を図る

2. 対象とする災害（リスク）

本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、重大な被害が予想される大規模災害（地震、津波、高潮、風水害、土砂災害）を対象とし、これらの災害（リスク）により「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

3. 事前に備えるべき目標

「国土強靱化基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を保ち、以下の8つの事前に備えるべき目標を設定します。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 計画を推進する上での基本的な方針

本計画を推進するにあたって、先に掲げた 4 つの基本目標と 8 つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安全安心を確保するため、以下の点について特に配慮しながら地域強靱化に取り組めます。

(1) 市民等の主体的な参画

「自助」、「共助」、「公助」の考え方を国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等が共有し、適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組を推進します。

(2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に
応じて「ハードの対策」と「ソフトの対策」を適切に組み合わせることや、ICT 等の先端技術の活用をはじめ、常に効果的な手法の検討を心がけます。

また、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設をはじめ公共施設について、予防保全の推進と日常的な維持管理の着実な実践、更新時期の見極め等、的確なファシリティマネジメントを推進します。

なお、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用等、平常時の有効活用の観点も可能な限り取り入れます。

(3) 的確な維持管理

限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化等、施策の選択と集中を図ることによって中長期的に費用を削減できるよう、効率的に施策を推進します。

(4) 広域連携の取組

関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合を図りながら、広域災害に備えて大阪府、近隣市町、協定締結自治体、協定締結企業等との連携強化を進めます。

第4章 脆弱性の評価

1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8つの「事前に備えるべき目標」について、脆弱性評価を実施することにより、その妨げとなるものとして30項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波や高潮等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	鉄道・バス等交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. 脆弱性評価結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、現在実施している施策の達成度や進捗状況を把握し、現状の脆弱性の分析・評価を行いました。脆弱性評価結果は【資料編 1】のとおりです。

第5章 国土強靱化の推進方針

1. 指標の設定

計画の進捗状況や達成度を定量的に把握するために、指標を設定しました。指標の一覧は【資料編 2】のとおりです。

2. 推進方針（具体的な取組）

脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、以下の必要な取組を推進します。

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

1) 都市基盤の整備

- 「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】
- 細街路整備事業により、避難路等の道路空間の確保に取り組みます。【まちづくり推進部】
- 「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【まちづくり推進部、建設部】

2) 橋梁の適正な管理

- 「岸和田市橋梁長寿命化修繕計画」及び「個別施設計画」に基づき、橋梁の適切な維持修繕を実施します。【建設部】
- 地域緊急交通路や避難路を跨ぐ、またはその路線にある橋梁の耐震性能の照査を行い、必要に応じて耐震補強等の対策を実施します。【建設部】

3) 公園の適正な管理

- 災害時における避難場所あるいは救助活動の拠点として、また、火災の延焼拡大を防止し、広域又は緊急避難場所として柔軟に対応できるよう、岸和田市みどりの基本計画に規定する基本方針に基づき、公園整備を行います。また、公園の各種施設（遊具、樹木、ブロック塀等）について適切な維持管理を図りつつ、必要な改修又は更新を行います。【建設部】
- 地震発生時における公園内の市有建築物での被害を軽減し、市民や施設利用者の安全を確保するため、耐震化を実施します。【建設部】

4) 建築物の倒壊対策

- 「岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画という。」）に基づき、木造住宅等の耐震化を進めるため、民間建築物耐震診断補助や民間木造住宅耐震改修設計・工事補助、民間ブロック塀等除去補助等を実施し、旧耐震基準の木造住宅等の耐震化を進めるとともに、市有建築物についても「促進計画」に基づく「市有建築物耐震化実施計画」に基づき耐震化を進めます。【まちづくり推進部、建設部】
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進します。【まちづくり推進部】
- 耐震性・耐火性の確保等を促進し、安全なまちづくりの施策を展開している「岸和田市住宅マスタープラン」を推進します。【まちづくり推進部】

5) 空家等対策の推進

- 管理不全の空家等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐため、「岸和田市空家等対策計画」に基づき、空家等の適正管理や除却、健全な空家等の有効活用を促進するとともに、特定空家等への適切な措置を推進します。【まちづくり推進部】
- 災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進します。【まちづくり推進部】

6) 岸和田市営住宅ストック総合活用計画の推進

- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業等を推進します。【まちづくり推進部】
- 施設の倒壊及び火災による死傷者の発生を防ぐため、「岸和田市営住宅ストック総合活用計画〔公営住宅等長寿命化計画〕」に基づき、老朽化が進んだ木造住宅は廃止し、必要供給戸数を確保したうえで、改善計画を進めます。【まちづくり推進部】

7) 市有建築物の適正な管理

○現在の本庁舎[旧館（昭和 29 年建設）・新館（昭和 46 年建設）]は、施設の老朽化や耐震性能等に課題があることから、建替えが急務であり、新庁舎の建設に向け事業を進めます。【総務部】

○利用者が安全・安心に活動できる環境を整備するため、適切な施設管理や老朽化対策等に取り組みます。【総務部、市民環境部、福祉部、保健部、子ども家庭応援部、魅力創造部、建設部、公営競技事業所、市民病院事務局、教育総務部、生涯学習部、消防本部】

（対象施設）市役所庁舎、保育所、文化施設、大沢山荘、競輪場、市民病院、学校施設、公民館、自然資料館、図書館 他

8) ハザードマップ等の作成・改訂と周知

○市民が地震や火災、大雨、津波、高潮、河川・ため池・内水の氾濫による浸水、土砂災害等の災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップ等の作成・改訂を進め、市民への周知を行います。【危機管理部】

※この取組は、リスクシナリオに応じて所管部局が異なります。

9) 避難体制の構築

○市有施設等での防災訓練の実施や避難マニュアルの作成等、避難誘導體制の整備を行います。【総務部、市民環境部、福祉部、保健部、子ども家庭応援部、魅力創造部、公営競技事業所、市民病院事務局、教育総務部、学校教育部、生涯学習部】

10) 避難行動要支援者の支援体制整備

○障害者手帳や要介護認定をお受けの方等、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方が、地域の中で迅速に支援を受けられるよう、必要な情報を平常時から、市と地域で共有するために、「避難行動要支援者名簿」の更新を行います。【危機管理部、福祉部、保健部】

○避難行動要支援者支援制度の周知・要支援者名簿管理支援（福祉避難所指定業務含む）及び施設の地域防災計画での指定等に取り組みます。【危機管理部、福祉部、保健部】

11) 災害対策の普及啓発

○地域による防災知識の普及や啓発活動の支援を行うとともに、住民主体の地区のルールづくりについて防災の観点を含めた啓発や活動支援に取り組みます。【危機管理部、まちづくり推進部】

12) 福祉施設における災害対策の推進

- 障害者福祉施設等に対して非常災害対策計画の作成状況や避難及び消火訓練の実施状況について確認し、災害対策を推進します。【福祉部】
- 災害発生時に自力で避難することが困難な方が多く利用する高齢者福祉施設、児童福祉施設等の整備を行い、防災・減災を推進します。【保健部、子ども家庭応援部】

1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

1) 都市基盤の整備

- 「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞
- 細街路整備事業により、避難路等の道路空間の確保に取り組めます。【まちづくり推進部】＜再掲＞
- 「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【まちづくり推進部、建設部】＜再掲＞

2) 市街地の不燃化の促進

- 危険空家や老朽化した公共施設の除去・更新や準防火地域の指定拡大等による空間確保により、延焼の遮断・遅延を促進します。【まちづくり推進部】

3) 公園の適正な管理

- 災害時における避難場所あるいは救助活動の拠点として、また、火災の延焼拡大を防止し、広域又は緊急避難場所として柔軟に対応できるよう、岸和田市みどりの基本計画に規定する基本方針に基づき、公園整備を行います。また、公園の各種施設（遊具、樹木、ブロック塀等）について適切な維持管理を図りつつ、必要な改修又は更新を行います。【建設部】＜再掲＞
- 地震発生時における公園内の市有建築物での被害を軽減し、市民や施設利用者の安全を確保するため、耐震化を実施します。【建設部】＜再掲＞

4) 空家等対策の推進

- 管理不全の空家等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐため、「岸和田市空家等対策計画」に基づき、空家等の適正管理や除却、健全な空家等の有効活用を促進するとともに、特定空家等への適切な措置を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞
- 災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞

5) 消防設備の適正な維持管理と充実化

- 消防車両更新計画に基づいた消防車両の更新、老朽化した消防・救急資機材の更新整備を行い、大規模災害時に備えた充実強化を図ります。【消防本部】
- 大規模災害時に使用可能な水利施設の整備や適正配置、維持管理等の消防水利事業を行います。【消防本部】

6) 消防力の強化

- 各種学校派遣や資格取得を実施し、消防職員の知識・技術の向上を図り消防体制の充実強化に努めます。【消防本部】
- 近隣の消防機関と相互応援協定を結び、救援体制の強化・充実を図ります。【消防本部】
- 地域防災力の向上のために、消防団員の育成と機械力の強化を図ります。【消防本部】
- 平時、災害時、障害発生時に適切に対応するための訓練及び他の消防機関等との情報伝達訓練を実施します。【消防本部】

7) 火災予防の推進

- 研修や消防訓練指導等の広報活動を行います。【消防本部】
- 建築確認での消防法令適合の確認を行います。また、竣工検査における消防検査を行います。【消防本部】
- 事業所、危険物施設等に対する立入検査による火災予防及び違反是正の推進並びに消防計画や予防規程提出を促進します。【消防本部】
- 住宅訪問による住宅用火災警報器の設置確認及び設置促進を行います。【消防本部】

8) ハザードマップ等の作成・改訂と周知

- 市民が地震や火災、大雨、津波、高潮、河川・ため池・内水の氾濫による浸水、土砂災害等の災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップ等の作成・改訂を進め、市民への周知を行います。【危機管理部】＜再掲＞
- ※この取組は、リスクシナリオに応じて所管部局が異なります。

9) 避難体制の構築

- 市有施設等での防災訓練の実施や避難マニュアルの作成等、避難誘導体制の整備を行います。【総務部、市民環境部、福祉部、保健部、子ども家庭応援部、魅力創造部、公営競技事業所、市民病院事務局、教育総務部、学校教育部、生涯学習部】＜再掲＞

10) 避難行動要支援者の支援体制整備

- 障害者手帳や要介護認定をお受けの方等、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方が、地域の中で迅速に支援を受けられるよう、必要な情報を平常時から、市と地域で共有するために、「避難行動要支援者名簿」の更新を行います。【危機管理部、福祉部、保健部】＜再掲＞
- 避難行動要支援者支援制度の周知・要支援者名簿管理支援（福祉避難所指定業務含む）及び施設の地域防災計画での指定等に取り組みます。【危機管理部、福祉部、保健部】＜再掲＞

11) 災害対策の普及啓発

- 地域による防災知識の普及や啓発活動の支援を行うとともに、住民主体の地区のルールづくりについて防災の観点を含めた啓発や活動支援を行います。【危機管理部、まちづくり推進部】＜再掲＞

12) 福祉施設における災害対策の推進

- 障害者福祉施設等に対して非常災害対策計画の作成状況や避難及び消火訓練の実施状況について確認し、災害対策を推進します。【福祉部】＜再掲＞
- 災害発生時に自力で避難することが困難な方が多く利用する高齢者福祉施設、児童福祉施設等の整備を行い、防災・減災を推進します。【保健部、子ども家庭応援部】＜再掲＞

13) 観光施設における防火の推進

- 市所有の観光施設において、火災発生時の被害を最小限に抑えるため、防火に取り組みます。【魅力創造部】

1-3 大規模津波や高潮等による多数の死傷者の発生

1) 水門の適正な維持管理
○施設管理者である大阪府と連携し、水門の点検及び維持管理に取り組むとともに、災害時の水門の閉鎖体制を確保することにより、浸水被害の軽減を図ります。【魅力創造部】
2) 水防団の取組強化
○水防団員の育成と活動体制の充実強化を図るため水防団の事務・表彰・倉庫維持管理事務・公務災害補償に取り組めます。【危機管理部】
3) ハザードマップ等の作成・改訂と周知
○市民が地震や火災、大雨、津波、高潮、河川・ため池・内水の氾濫による浸水、土砂災害等の災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップ等の作成・改訂を進め、市民への周知を行います。【危機管理部】＜再掲＞ ※この取組は、リスクシナリオに応じて所管部局が異なります。
4) 避難行動要支援者の支援体制整備
○障害者手帳や要介護認定をお受けの方等、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方が、地域の中で迅速に支援を受けられるよう、必要な情報を平常時から、市と地域で共有するために、「避難行動要支援者名簿」の更新を行います。【危機管理部、福祉部、保健部】＜再掲＞ ○避難行動要支援者支援制度の周知・要支援者名簿管理支援（福祉避難所指定業務含む）及び施設の地域防災計画での指定等に取り組めます。【危機管理部、福祉部、保健部】＜再掲＞
5) 災害対策の普及啓発
○地域による防災知識の普及や啓発活動の支援を行うとともに、住民主体の地区のルールづくりについて防災の観点を含めた啓発や活動支援を行います。【危機管理部】＜再掲＞

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1) 水門の適正な維持管理
○施設管理者である大阪府と連携し、水門の点検及び維持管理に取り組むとともに、災害時の水門の閉鎖体制を確保することにより、浸水被害の軽減を図ります。【魅力創造部】＜再掲＞
2) 河川水路の冠水対策
○近年頻発する集中豪雨に対して、排水施設等（排水ポンプを含む）の適正な維持管理や更新を行うとともに、土のうステーションの整備を行い雨水等による浸水被害の軽減を図ります。【建設部、上下水道局】
3) 下水道施設の整備
○災害時の下水道機能を確保するため、下水道管渠やポンプ場・処理場施設の整備、改築及び耐震・耐水化を促進します。【上下水道局】
4) 水防団の取組強化
○水防団員の育成と活動体制の充実強化を図るため水防団の事務・表彰・倉庫維持管理事務・公務災害補償に取り組めます。【危機管理部】＜再掲＞
5) ハザードマップ等の作成・改訂と周知
○市民が地震や火災、大雨、津波、高潮、河川・ため池・内水の氾濫による浸水、土砂災害等の災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップ等の作成・改訂を進め、市民への周知を行います。【危機管理部、魅力創造部、上下水道局】＜再掲＞ ※この取組は、リスクシナリオに応じて所管部局が異なります。
6) 避難体制の構築
○市有施設等での防災訓練の実施や避難マニュアルの作成等、避難誘導体制の整備を行います。【総務部、市民環境部、福祉部、保健部、子ども家庭応援部、魅力創造部、公営競技事業所、市民病院事務局、教育総務部、学校教育部、生涯学習部】＜再掲＞

7) 避難行動要支援者の支援体制整備

- 障害者手帳や要介護認定をお受けの方等、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方が、地域の中で迅速に支援を受けられるよう、必要な情報を平常時から、市と地域で共有するために、「避難行動要支援者名簿」の更新を行います。【危機管理部、福祉部、保健部】＜再掲＞
- 避難行動要支援者支援制度の周知・要支援者名簿管理支援（福祉避難所指定業務含む）及び施設の地域防災計画での指定等に取り組みます。【危機管理部、福祉部、保健部】＜再掲＞

8) 災害対策の普及啓発

- 地域による防災知識の普及や啓発活動の支援を行うとともに、住民主体の地区のルールづくりについて防災の観点を含めた啓発や活動支援を行います。【危機管理部】＜再掲＞

9) 福祉施設における災害対策の推進

- 障害者福祉施設等に対して非常災害対策計画の作成状況や避難及び消火訓練の実施状況について確認し、災害対策を推進します。【福祉部】＜再掲＞
- 災害発生時に自力で避難することが困難な方が多く利用する高齢者福祉施設、児童福祉施設等の整備を行い、防災・減災を推進します。【保健部、子ども家庭応援部】＜再掲＞

1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

1) 森林保全対策
○森林整備に係る計画の策定や施業により、森林の適正な管理を行い、防災・減災に努めます。【魅力創造部】 ○国土の保全や水源の涵養等、森林の有する多面的な機能を維持、発揮させるため市民との協働やボランティア活動の支援を行い、森林保全管理等の取組を推進します。【建設部】
2) 土砂災害対策
○土砂災害から人命を守るため、ハザードマップの利活用や危険住宅の移転補助制度の周知等「逃げる」「しのぐ」に関するソフト施策を実施します。また、ハード施策については、事業主体である大阪府と連携しながら推進します。【建設部】
3) ハザードマップ等の作成・改訂と周知
○市民が地震や火災、大雨、津波、高潮、河川・ため池・内水の氾濫による浸水、土砂災害等の災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップ等の作成・改訂を進め、市民への周知を行います。【危機管理部】＜再掲＞ ※この取組は、リスクシナリオに応じて所管部局が異なります。
4) 避難行動要支援者の支援体制整備
○障害者手帳や要介護認定をお受けの方等、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方が、地域の中で迅速に支援を受けられるよう、必要な情報を平常時から、市と地域で共有するために、「避難行動要支援者名簿」の更新を行います。【危機管理部、福祉部、保健部】＜再掲＞ ○避難行動要支援者支援制度の周知・要支援者名簿管理支援（福祉避難所指定業務含む）及び施設の地域防災計画での指定等に取り組みます。【危機管理部、福祉部、保健部】＜再掲＞
5) 災害対策の普及啓発
○地域による防災知識の普及や啓発活動の支援を行うとともに、住民主体の地区のルールづくりについて防災の観点を含めた啓発や活動支援を行います。【危機管理部】＜再掲＞

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

1) 通行機能の確保

- 地域緊急交通路である基幹農道や交通ネットワークを補完する林道牛滝線及び本谷線のパトロールを実施し、倒木や土砂崩れにより交通遮断を起こさないよう維持管理に努めます。【魅力創造部】
- 「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞
- 「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【建設部】＜再掲＞
- 地域緊急交通路や避難路に指定されている路線の整備を推進し、災害時における輸送路の確保を図ります。【建設部】
- 地域緊急交通路や避難路を結ぶネットワーク路線について路面性状調査に基づき「岸和田市道路舗装修繕計画」を策定し、道路舗装の計画的な修繕を行います。【建設部】

2) 橋梁の適正な管理

- 「岸和田市橋梁長寿命化修繕計画」及び「個別施設計画」に基づき、橋梁の適切な維持修繕を実施します。【建設部】＜再掲＞
- 地域緊急交通路や避難路を跨ぐ、またはその路線にある橋梁の耐震性能の照査を行い、必要に応じて耐震補強等の対策を実施します。【建設部】＜再掲＞

3) 災害時の給水確保

- 応急給水に備えて、給水拠点となる配水場整備やボトル水備蓄のほか、緊急貯水槽、あんしん給水栓、隣接市との緊急連絡管、飲料水袋詰機等の点検や、応急給水に伴う操作訓練を行います。【上下水道局】
- 災害非常時における一定の給水確保のため、「岸和田市水道事業ビジョン」を上位計画とする中長期計画に基づき、水道施設（配水池、管路等）の耐震化と大規模断水時に必要となる応急給水拠点・設備等の充実を図ります。【上下水道局】

4) 病院における電力の確保

○電力の供給停止に備え、コージェネレーションシステムの更新や非常用発電機の整備等に取り組み、災害時における速やかな電力供給と病院機能の維持に努めます。【市民病院事務局】

5) 防災用備蓄品の確保

○「岸和田市備蓄計画」に基づき、災害対策用備蓄倉庫の整備と計画的な備蓄を推進します。【危機管理部】

6) 災害時協定の締結

○他の自治体との災害時相互応援協定及び各種企業や団体等との災害時協定に基づき、職員の派遣、業務支援、被災者支援、物資提供やエネルギー供給等、被災時と支援時の双方における体制の充実化を図ります。【危機管理部】

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

1) 通行機能の確保
○地域緊急交通路である基幹農道や交通ネットワークを補完する林道牛滝線及び本谷線のパトロールを実施し、倒木や土砂崩れにより交通遮断を起こさないよう維持管理に努めます。【魅力創造部】＜再掲＞ ○「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞ ○「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路に指定されている路線の整備を推進し、災害時における輸送路の確保を図ります。【建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路を結ぶネットワーク路線について路面性状調査に基づき「岸和田市道路舗装修繕計画」を策定し、道路舗装の計画的な修繕を行います。【建設部】＜再掲＞
2) 消防庁舎の安全性の確保
○防災拠点となる消防庁舎の安全性を確保するため、老朽化した消防分署・出張所の整備を行います。【消防本部】
3) 消防・救急・救助体制の充実、強化
○各種学校派遣や資格取得を実施し、消防職員の知識・技術の向上を図り消防体制の充実強化に努めます。【消防本部】＜再掲＞ ○近隣の消防機関と相互応援協定を結び、救援体制の強化・充実を図ります。【消防本部】＜再掲＞ ○消防車両更新計画に基づいた消防車両の更新、老朽化した消防・救急資機材の更新整備を行い、大規模災害時に備えた充実強化を図ります。【消防本部】＜再掲＞ ○地域防災力の向上のために、消防団員の育成と機械力の強化を図ります。【消防本部】＜再掲＞ ○平時、災害時、障害発生時に適切に対応するための訓練及び他の消防機関等との情報伝達訓練を実施します。【消防本部】＜再掲＞

4) 地域防災力の向上

○防災福祉コミュニティの活動支援、市民防災リーダーの育成（ぼうさいまちづくり学校）、防災訓練支援、講演会、出前講座等に取り組みます。【危機管理部】

○市民へ応急手当講習を実施し、応急手当の普及啓発に取り組みます。【消防本部】

5) 地域コミュニティ活動の支援

○発災後や復旧復興期であっても地域コミュニティの機能を維持し、迅速な地域の復旧復興を図るためには、平時からの地域コミュニティ形成や活動の活性化、地域のリーダーをはじめとする地域をよく知る市民の存在が重要となるため、日頃から顔の見える関係づくりに繋がる地域コミュニティ活動の支援や地域のまちづくりを担う人材の育成に取り組みます。【市民環境部】

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

1) 通行機能の確保
○「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞ ○「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【まちづくり推進部、建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路に指定されている路線の整備を推進し、災害時における輸送路の確保を図ります。【建設部】＜再掲＞
2) 公園の一時避難場所としての活用
○災害時における避難場所あるいは救助活動の拠点として、また、火災の延焼拡大を防止し、広域又は緊急避難場所として柔軟に対応できるよう、岸和田市みどりの基本計画に規定する基本方針に基づき、公園整備を行います。また、公園の各種施設（遊具、樹木、ブロック塀等）について適切な維持管理を図りつつ、必要な改修又は更新を行います。【建設部】＜再掲＞
3) 災害時の情報発信
○災害時や緊急時のホームページ、SNS で避難所情報、公共施設・交通情報等を発信します。長期の場合には広報紙も活用し、関連情報を発信します。【総合政策部・危機管理部】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

1) 通行機能の確保
○地域緊急交通路である基幹農道や交通ネットワークを補完する林道牛滝線及び本谷線のパトロールを実施し、倒木や土砂崩れにより交通遮断を起こさないよう維持管理に努めます。【魅力創造部】＜再掲＞ ○「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞ ○「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路に指定されている路線の整備を推進し、災害時における輸送路の確保を図ります。【建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路を結ぶネットワーク路線について路面性状調査に基づき「岸和田市道路舗装修繕計画」を策定し、道路舗装の計画的な修繕を行います。【建設部】＜再掲＞
2) 災害時における医療体制の強化
○医師会、歯科医師会、薬剤師会との協定に基づき、災害時対応の強化に取り組みます。【危機管理部、保健部】 ○大規模災害や新型コロナウイルス感染症に対応するため、必要な物的資源の確保や業務継続計画の策定に取り組みます。【市民病院事務局】 ○電力の供給停止に備え、コージェネレーションシステムの更新や非常用発電機の整備等に取り組み、災害時における速やかな電力供給と病院機能の維持に努めます。【市民病院事務局】＜再掲＞

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

1) 災害時の斎場運営
○大規模災害により火葬能力を超えた場合に備え、「大阪府広域火葬計画」に基づき、衛生環境の保全に必要な施設の維持管理及び防疫業務における広域連携に係る体制を整備します。【市民環境部】 ○停電やシステムダウンが発生した場合に情報伝達手段や必要物資の確保ができるよう体制を整えます。【市民環境部】
2) 下水道施設の整備
○災害時の下水道機能を確保するため、下水道管渠やポンプ場・処理場施設の整備、改築及び耐震・耐水化を促進します。【上下水道局】＜再掲＞
3) 避難所における疫病・感染症対策
○避難所にて感染対策物資が提供できるよう、物資の備蓄を行います。【危機管理部、保健部】 ○避難所マニュアル（感染拡大防止編を含む）の策定・改定や感染症対策物資の備蓄・整備、並びに避難所職員の適正配置、説明会及び訓練を実施します。【危機管理部】
4) 災害廃棄物の適正処理
○「岸和田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置場の候補地を平常時から選定しておくとともに、他自治体や民間事業者等と連携して迅速かつ適切に処理できる体制を構築します。【市民環境部】

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

1) 避難所の環境整備

○避難所として、学校施設や公民館等を利用する場合でも良好な避難生活を提供できるよう環境整備に取り組みます。【危機管理部、教育総務部、生涯学習部】

2) 避難生活の支援

○避難所にて感染対策物資が提供できるよう、物資の備蓄を行います。【危機管理部、保健部】＜再掲＞

○避難所マニュアル（感染拡大防止編を含む）の策定・改定や感染症対策物資の備蓄・整備、並びに避難所職員の適正配置、説明会及び訓練を実施します。【危機管理部】＜再掲＞

3) 要配慮者の支援

○障害者手帳や要介護認定をお受けの方等、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方が、地域の中で迅速に支援を受けられるよう、必要な情報を平常時から、市と地域で共有するために、「避難行動要支援者名簿」の更新を行います。【危機管理部、福祉部、保健部】＜再掲＞

○避難行動要支援者支援制度の周知・要支援者名簿管理支援（福祉避難所指定業務含む）及び施設の地域防災計画での指定等に取り組みます。【危機管理部、福祉部、保健部】＜再掲＞

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

1) 新庁舎の建設

○現在の本庁舎[旧館（昭和 29 年建設）・新館（昭和 46 年建設）]は、施設の老朽化や耐震性能等に課題があることから、建替えが急務であり、新庁舎の建設に向け事業を進めます。【総務部】＜再掲＞

2) 業務システムの早期復旧

○遠隔地バックアップシステムを運用し、電算機室が被災した場合でも早期に各業務システムを復旧できる仕組みを構築します。【総務部】

3) 災害対応体制の強化

- 各種災害の予兆・発生に伴い、事前準備室、初動対策室、災害対策本部を設置します。また、対策本部運営に必要な機材の整備に取り組みます。【危機管理部】
- 国民保護計画に基づき、緊急対処事態対策本部の運営、国民保護協議会の適宜開催に向けて取り組みます。【危機管理部】
- 地域防災計画及び国民保護計画の範囲外の危機事象への対応方針を定めるとともに、各所管部局が作成する具体的な対応マニュアルの充実化を図ります。【危機管理部】

4) 災害時協定の締結

○他の自治体との災害時相互応援協定及び各種企業や団体等との災害時協定に基づき、職員の派遣、業務支援、被災者支援、物資提供やエネルギー供給等、被災時と支援時の双方における体制の充実化を図ります。【危機管理部】＜再掲＞

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

1) 防災関連の通信設備の強化

○無線設備の維持管理、総合土砂災害対策用設備の維持管理、全国瞬時警報システム及び防災気象情報の活用、防災情報充実強化事業等の各種防災情報管理事業に取り組みます。【危機管理部】

2) 災害時の情報発信

○災害時や緊急時のホームページ、SNS で避難所情報、公共施設・交通情報等を発信します。長期の場合には広報紙も活用し、関連情報を発信します。【総合政策部・危機管理部】＜再掲＞

3) 防災拠点の Wi-Fi 環境整備

○災害時に避難者や滞留者が、パケット通信を利用する災害用伝言サービスやメール等の音声通話以外の通信手段の確保や必要な情報伝達、情報確保を行うことが可能となるよう、防災拠点（避難所や避難場所、市施設）の Wi-Fi 環境の整備に取り組みます。【総務部】

4) 消防関連の通信機器の強化

○迅速かつ的確な消防救急活動を確保するため、通信機器の維持管理及び更新整備を適切に行います。【消防本部】

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

1) 防災関連の通信設備の強化

○無線設備の維持管理、総合土砂災害対策用設備の維持管理、全国瞬時警報システム及び防災気象情報の活用、防災情報充実強化事業等の各種防災情報管理事業に取り組みます。【危機管理部】＜再掲＞

2) 災害時の情報発信

○災害時や緊急時のホームページ、SNS で避難所情報、公共施設・交通情報等を発信します。長期の場合には広報紙も活用し、関連情報を発信します。【総合政策部・危機管理部】＜再掲＞

3) 防災拠点での Wi-Fi 環境整備

○災害時に避難者や滞留者が、パケット通信を利用する災害用伝言サービスやメール等の音声通話以外の通信手段の確保や必要な情報伝達、情報確保を行うことが可能となるよう、防災拠点（避難所や避難場所、市施設）の Wi-Fi 環境の整備に取り組みます。【総務部】＜再掲＞

4) ハザードマップ等の作成・改訂と周知

○市民が地震や火災、大雨、津波、高潮、河川・ため池・内水の氾濫による浸水、土砂災害等の災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップ等の作成・改訂を進め、市民への周知を行います。【危機管理部、上下水道局】＜再掲＞
※この取組は、リスクシナリオに応じて所管部局が異なります。

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

1) 輸送ルートの確保

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○地域緊急交通路である基幹農道や交通ネットワークを補完する林道牛滝線及び本谷線のパトロールを実施し、倒木や土砂崩れにより交通遮断を起こさないよう維持管理に努めます。【魅力創造部】＜再掲＞○「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞○「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【建設部】＜再掲＞○地域緊急交通路や避難路に指定されている路線の整備を推進し、災害時における輸送路の確保を図ります。【建設部】＜再掲＞○地域緊急交通路や避難路を結ぶネットワーク路線について路面性状調査に基づき「岸和田市道路舗装修繕計画」を策定し、道路舗装の計画的な修繕を行います。【建設部】＜再掲＞ |
|--|

2) 企業 BCP の策定促進

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○企業の BCP（事業継続計画）策定に関するセミナー等の情報提供を行います。【魅力創造部】 |
|---|

5-2 食料等の安定供給の停滞

1) 輸送ルートの確保
○地域緊急交通路である基幹農道や交通ネットワークを補完する林道牛滝線及び本谷線のパトロールを実施し、倒木や土砂崩れにより交通遮断を起こさないよう維持管理に努めます。【魅力創造部】＜再掲＞ ○「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞ ○「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路に指定されている路線の整備を推進し、災害時における輸送路の確保を図ります。【建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路を結ぶネットワーク路線について路面性状調査に基づき「岸和田市道路舗装修繕計画」を策定し、道路舗装の計画的な修繕を行います。【建設部】＜再掲＞
2) 災害時協定の締結
○他の自治体との災害時相互応援協定及び各種企業や団体等との災害時協定に基づき、職員の派遣、業務支援、被災者支援、物資提供やエネルギー供給等、被災時と支援時の双方における体制の充実化を図ります。【危機管理部】＜再掲＞

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

1) 災害時の給水確保

○応急給水に備えて、給水拠点となる配水場整備やボトル水備蓄のほか、緊急貯水槽、あんしん給水栓、隣接市との緊急連絡管、飲料水袋詰機等の点検や、応急給水に伴う操作訓練を行います。【上下水道局】＜再掲＞

○災害非常時における一定の給水確保のため、「岸和田市水道事業ビジョン」を上位計画とする中長期計画に基づき、水道施設（配水池、管路等）の耐震化と大規模断水時に必要となる応急給水拠点・設備等の充実を図ります。【上下水道局】＜再掲＞

2) 上水道施設等の早期復旧

○非常災害時における上水道施設等の早期復旧のため、「岸和田市水道事業ビジョン」に基づき、関係機関と相互応援協定を締結し、災害に対応できる体制の確立を図ります。【上下水道局】

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

1) 下水道施設等の早期復旧

○災害非常時における下水道施設等の早期復旧のため、「下水道事業業務継続計画」に基づき復旧作業が行えるよう、危機管理体制の強化を図ります。【上下水道局】

2) 下水道施設の整備

○災害時の下水道機能を確保するため、下水道管渠やポンプ場・処理場施設の整備、改築及び耐震・耐水化を促進します。【上下水道局】＜再掲＞

6-3 鉄道・バス等交通インフラの長期間にわたる機能停止

1) 輸送ルートの確保
○地域緊急交通路である基幹農道や交通ネットワークを補完する林道牛滝線及び本谷線のパトロールを実施し、倒木や土砂崩れにより交通遮断を起こさないよう維持管理に努めます。【魅力創造部】＜再掲＞ ○「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞ ○「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【まちづくり推進部、建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路に指定されている路線の整備を推進し、災害時における輸送路の確保を図ります。【建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路を結ぶネットワーク路線について路面性状調査に基づき「岸和田市道路舗装修繕計画」を策定し、道路舗装の計画的な修繕を行います。【建設部】＜再掲＞
2) 道路施設の適正な維持管理
○安全かつ円滑な交通の確保のために、適正な道路施設の維持管理を行います。【建設部】
3) 交通安全施設の整備
○安全かつ円滑に移動できる交通環境を整えるため、交通安全施設の適切な整備を行います。【建設部】
4) 橋梁の適正な管理
○「岸和田市橋梁長寿命化修繕計画」及び「個別施設計画」に基づき、橋梁の適切な維持修繕を実施します。【建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路を跨ぐ、またはその路線にある橋梁の耐震性能の照査を行い、必要に応じて耐震補強等の対策を実施します。【建設部】＜再掲＞

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

1) 水門の適正な維持管理

○施設管理者である大阪府と連携し、水門の点検及び維持管理に取り組むとともに、災害時の水門の閉鎖体制を確保することにより、浸水被害の軽減を図ります。【魅力創造部】＜再掲＞

2) 河川水路の冠水対策

○近年頻発する集中豪雨に対して、排水施設等（排水ポンプを含む）の適正な維持管理や更新を行うとともに、土のうステーションの整備を行い雨水等による浸水被害の軽減を図ります。【建設部、上下水道局】＜再掲＞

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

1) 都市基盤の整備

- 「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞
- 「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【建設部】＜再掲＞
- 細街路整備事業により、避難路等の道路空間の確保に取り組みます。【まちづくり推進部】＜再掲＞

2) 市街地の不燃化の促進

- 危険空家や老朽化した公共施設の除去・更新や準防火地域の指定拡大等による空間確保により、延焼の遮断・遅延を促進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞

3) 建築物の倒壊対策

- 「岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画という。」）に基づき、木造住宅等の耐震化を進めるため、民間建築物耐震診断補助や民間木造住宅耐震改修設計・工事補助、民間ブロック塀等除去補助等を実施し、旧耐震基準の木造住宅等の耐震化を進めるとともに、市有建築物についても「促進計画」に基づく「市有建築物耐震化実施計画」に基づき耐震化を進めます。【まちづくり推進部、建設部】＜再掲＞
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞
- 耐震性・耐火性の確保等を促進し、安全なまちづくりの施策を展開している「岸和田市住宅マスタープラン」を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞

4) 空家等対策の推進

- 管理不全の空家等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐため、「岸和田市空家等対策計画」に基づき、空家等の適正管理や除却、健全な空家等の有効活用を促進するとともに、特定空家等への適切な措置を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞
- 災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞

5) 岸和田市営住宅ストック総合活用計画の推進

- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業等を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞
- 施設の倒壊及び火災による死傷者の発生を防ぐため、「岸和田市営住宅ストック総合活用計画〔公営住宅等長寿命化計画〕」に基づき、老朽化が進んだ木造住宅は廃止し、必要供給戸数を確保したうえで、改善計画を進めます。【まちづくり推進部】＜再掲＞

6) 火災予防の推進

- 研修や消防訓練指導等の広報活動を行います。【消防本部】＜再掲＞
- 建築確認での消防法令適合の確認を行います。また、竣工検査における消防検査を行います。【消防本部】＜再掲＞
- 事業所、危険物施設等に対する立入検査による火災予防及び違反是正の推進並びに消防計画や予防規程提出を促進します。【消防本部】＜再掲＞
- 住宅訪問による住宅用火災警報器の設置確認及び設置促進を行います。【消防本部】＜再掲＞

7) ハザードマップ等の作成・改訂と周知

- 市民が地震や火災、大雨、津波、高潮、河川・ため池・内水の氾濫による浸水、土砂災害等の災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップ等の作成・改訂を進め、市民への周知を行います。【危機管理部、魅力創造部】＜再掲＞
- ※この取組は、リスクシナリオに応じて所管部局が異なります。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

1) 通行機能の確保
○地域緊急交通路である基幹農道や交通ネットワークを補完する林道牛滝線及び本谷線のパトロールを実施し、倒木や土砂崩れにより交通遮断を起こさないよう維持管理に努めます。【魅力創造部】＜再掲＞ ○「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞ ○「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路に指定されている路線の整備を推進し、災害時における輸送路の確保を図ります。【建設部】＜再掲＞ ○地域緊急交通路や避難路を結ぶネットワーク路線について路面性状調査に基づき「岸和田市道路舗装修繕計画」を策定し、道路舗装の計画的な修繕を行います。【建設部】＜再掲＞
2) 建築物の倒壊対策
○「岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画という。」）に基づき、木造住宅等の耐震化を進めるため、民間建築物耐震診断補助や民間木造住宅耐震改修設計・工事補助、民間ブロック塀等除去補助等を実施し、旧耐震基準の木造住宅等の耐震化を進めるとともに、市有建築物についても「促進計画」に基づく「市有建築物耐震化実施計画」に基づき耐震化を進めます。【まちづくり推進部、建設部】＜再掲＞ ○災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞ ○耐震性・耐火性の確保等を促進し、安全なまちづくりの施策を展開している「岸和田市住宅マスタープラン」を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞

3) 空家等対策の推進

- 管理不全の空家等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐため、「岸和田市空家等対策計画」に基づき、空家等の適正管理や除却、健全な空家等の有効活用を促進するとともに、特定空家等への適切な措置を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞
- 災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞

4) 岸和田市営住宅ストック総合活用計画の推進

- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業等を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞
- 施設の倒壊及び火災による死傷者の発生を防ぐため、「岸和田市営住宅ストック総合活用計画〔公営住宅等長寿命化計画〕」に基づき、老朽化が進んだ木造住宅は廃止し、必要供給戸数を確保したうえで、改善計画を進めます。【まちづくり推進部】＜再掲＞

5) 下水道施設の整備

- 災害時の下水道機能を確保するため、下水道管渠やポンプ場・処理場施設の整備、改築及び耐震・耐水化を促進します。【上下水道局】＜再掲＞

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

1) 森林保全対策
○森林整備に係る計画の策定や施業により、森林の適正な管理を行い、防災・減災に努めます。【魅力創造部】＜再掲＞ ○国土の保全や水源の涵養等、森林の有する多面的な機能を維持、発揮させるため市民との協働やボランティア活動の支援を行い、森林保全管理等の取組を推進します。【建設部】＜再掲＞
2) ため池等の防災・減災対策
○大阪府にて実施する耐震診断の結果、耐震性能を有していないと判定されたため池について、応急措置として樋を操作し安全な水位で低水位管理を行い、常時満水位を下げる対策や堤体改修等の対策を行います【魅力創造部】 ○ため池や用水路、農道などの土地改良施設の点検を行い、受益者団体へ維持管理の指導、修繕の支援等を実施します。【魅力創造部】
3) ハザードマップ等の作成・改訂と周知
○市民が地震や火災、大雨、津波、高潮、河川・ため池・内水の氾濫による浸水、土砂災害等の災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップ等の作成・改訂を進め、市民への周知を行います。【危機管理部、魅力創造部】＜再掲＞ ※この取組は、リスクシナリオに応じて所管部局が異なります。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

1) PCB 廃棄物の適正処分
○PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な処分を行います。【総務部】
2) 事業者の環境リスク低減の促進
○「大阪府化学物質管理制度」に基づき事業者、自ら、環境リスクの把握や対策の優先度を決定させるとともに管理計画書に大規模災害時のリスク低減のための方策を記載した管理計画書の作成を促進します。【市民環境部】

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

1) 森林保全対策
○森林整備に係る計画の策定や施業により、森林の適正な管理を行い、防災・減災に努めます。【魅力創造部】＜再掲＞
○自然保全のため、ボランティア活動及び地域コミュニティの自立・活動の支援に取り組めます。【まちづくり推進部】
○国土の保全や水源の涵養等、森林の有する多面的な機能を維持、発揮させるため市民との協働やボランティア活動の支援を行い、森林保全管理等の取組を推進します。【建設部】＜再掲＞

2) 農地における災害対策の推進
○農地が持つ洪水等災害の防災機能が失われないよう、荒廃農地の解消に努めます。【魅力創造部】

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

1) 災害廃棄物の適正処理

○「岸和田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置場の候補地を平常時から選定しておくとともに、他自治体や民間事業者等と連携して迅速かつ適切に処理できる体制を構築します。【市民環境部】＜再掲＞

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

1) 地域防災力の向上

○防災福祉コミュニティの活動支援、市民防災リーダーの育成（ぼうさいまちづくり学校）、防災訓練支援、講演会、出前講座等に取り組みます。【危機管理部】＜再掲＞

○市民へ応急手当講習を実施し、応急手当の普及啓発に取り組みます。【消防本部】＜再掲＞

2) 地域コミュニティ活動の支援

○発災後や復旧復興期であっても地域コミュニティの機能を維持し、迅速な地域の復旧復興を図るためには、平時からの地域コミュニティ形成や活動の活性化、地域のリーダーをはじめとする地域をよく知る市民の存在が重要となるため、日頃から顔の見える関係づくりに繋がる地域コミュニティ活動の支援や地域のまちづくりを担う人材の育成に取り組みます。【市民環境部】＜再掲＞

3) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

○二次災害防止のため、地震直後の被災建築物応急危険度判定の体制を整備します。【まちづくり推進部】

4) 罹災証明の迅速な発行体制の整備

○早期の被災者支援のため、罹災証明の迅速な発行体制を整備します。【財務部】

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

1) 都市基盤の整備

- 「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞
- 「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【建設部】＜再掲＞

2) 下水道施設の整備

- 災害時の下水道機能を確保するため、下水道管渠やポンプ場・処理場施設の整備、改築及び耐震・耐水化を促進します。【上下水道局】＜再掲＞

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

1) 市の管理する文化財等の保護
○市の管理する文化財等の損失を防ぐため、耐震化や郷土資料等の滅失対策等に取り組めます。また、建物の維持・保存に努めます。【魅力創造部、建設部、生涯学習部】 (対象施設) 岸和田城、自泉会館、自然資料館、図書館
2) 災害に関する情報の普及・教育活動
○断層や地層等の災害に関わる自然情報、資料の収集・保管・分析を行い、その成果に基づく展示や普及・教育活動に努めます。【生涯学習部】
3) 地域コミュニティ活動の支援
○発災後や復旧復興期であっても地域コミュニティの機能を維持し、迅速な地域の復旧復興を図るためには、平時からの地域コミュニティ形成や活動の活性化、地域のリーダーをはじめとする地域をよく知る市民の存在が重要となるため、日頃から顔の見える関係づくりに繋がる地域コミュニティ活動の支援や地域のまちづくりを担う人材の育成に取り組めます。【市民環境部】＜再掲＞ ○地域による防災知識の普及や啓発活動の支援を行うとともに、住民主体の地区のルールづくりについて防災の観点を含めた啓発や活動支援を行います。【危機管理部、まちづくり推進部】＜再掲＞
4) 文化財保存支援事業
○文化財建造物所有者、無形文化財保存団体、天然記念物保存団体等への文化財保存支援事業を行います。【生涯学習部】

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

1) 都市基盤の整備
○「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」等の上位計画に位置付けられた、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進します。【まちづくり推進部】＜再掲＞ ○「道路の整備に関するプログラム」に位置付けられた道路整備事業を推進します。【建設部】＜再掲＞
2) 農地の活用
○災害時に避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等に活用できる農地を登録しておくことにより、市民等の安全確保や復旧活動の円滑化を図るため、用地の確保と農地の保全に努めます。【魅力創造部】
3) 地籍調査事業の推進
○都市部における官民境界（主に道路と個人地）を確認し、測量データを座標管理することで、大規模災害時の迅速な道路復旧に寄与します。【建設部】
4) 特定目的基金の積み立て推進
○市域の産業振興と地域経済の活性化に向けて広く施策展開を図るために設置する特定目的基金の積み立てを推進します。【魅力創造部】
5) 中小企業等の事業再開に向けた支援
○岸和田ビジネスサポートセンターKishi-Biz を開設し、事業者の抱える経営課題に対し、具体的な提案を実施します。また、事業者の販路拡大や人材育成のための支援を行うとともに、資金繰りに関する相談・案内を行います。【魅力創造部】

第6章 計画の推進と進行管理

1. 推進体制

本計画は、本市各部局間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取組等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとします。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく取組は定期的に進捗状況等を把握しながら、必要に応じて見直しを行う等、PDCA サイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図ります。

資料編 1 脆弱性評価結果

目標 1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 道路整備、交通ネットワーク、拠点整備、面的整備、細街路整備等の事業により、都市の防災機能の強化を図る必要があります。
- 橋梁の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、橋梁の適正な管理及び耐震性能の照査、必要に応じて耐震補強等の対策を実施する必要があります。
- 災害発生時に防災拠点や避難地として公園を活用するため、公園内の市有建築物の耐震化や、適正な維持管理を推進する必要があります。
- 施設の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の耐震化を進める必要があります。
- 本市における住宅の耐震化率は 82%（平成 29 年度）となっており、木造住宅等の耐震化を促進する必要があります。また、ブロック塀等の倒壊に対する安全対策を進める必要があります。
- 市有建築物耐震化実施計画における耐震化率は 90.2%（令和元年度）となっており、引き続き耐震化を進める必要があります。
- 庁舎や学校、市営住宅等の市有建築物の適正な管理や老朽化対策等に取り組む必要があります。
- 老朽化した市営木造住宅からの入居者の住替えを促進し、除却等の整備を行う必要があります。
- 空家の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、危険空家の除却等を行う必要があります。
- 市民が災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップを定期的に改訂し、周知する必要があります。
- 市民が安全に避難を行うため、避難マニュアルの作成や避難誘導體制の整備等、避難体制を構築する必要があります。
- 自力での避難が困難である「避難行動要支援者」の避難行動の遅れによる死傷者の発生を防ぐため、避難行動要支援者名簿の更新や活用等を行う必要があります。
- 自力での避難が困難な方が多く利用する福祉施設での死傷者の発生を防ぐため、福祉施設における防災・減災対策を推進する必要があります。
- 市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や支援活動を実施する必要があります。

1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 道路整備、交通ネットワーク、拠点整備、面的整備、細街路整備等の事業により、都市の防災機能の強化を図る必要があります。
- 市街地の不燃化を促進するため、危険空家等の除却や準防火地域の指定拡大等による建築物の不燃化、また、道路・公園等による空間確保を行う必要があります。
- 大規模火災による被害を軽減するため、消防体制の充実、近隣の消防機関との相互応援協定の締結、消防水利の確保等を進める必要があります。
- 住宅用火災警報器の設置や事業所、危険物施設における火災予防を促進する必要があります。
- 市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や支援活動を実施する必要があります。
- 市民が災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップを定期的に改訂し、周知する必要があります。
- 市民が安全に避難を行うため、避難マニュアルの作成や避難誘導体制の整備等、避難体制を構築する必要があります。
- 自力での避難が困難である「避難行動要支援者」の避難行動の遅れによる死傷者の発生を防ぐため、避難行動要支援者名簿の更新や活用等を行う必要があります。
- 自力での避難が困難な方が多く利用する福祉施設での死傷者の発生を防ぐため、福祉施設における防災・減災対策を推進する必要があります。
- 不特定多数の来訪者が利用する市内の観光施設において災害発生時の被害が最小限となるよう防火等の対策に取り組む必要があります。

1-3 大規模津波や高潮等による多数の死傷者の発生

- 水門の適正な維持管理や、災害時の水門等の迅速な閉鎖体制の確保等に取り組む必要があります。
- 地域防災力強化のため、水防団等の活動強化に向けた取組が必要です。
- 市民が災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップを定期的に改訂し、周知する必要があります。
- 自力での避難が困難である「避難行動要支援者」の避難行動の遅れによる死傷者の発生を防ぐため、避難行動要支援者名簿の更新や活用等を行う必要があります。
- 市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や支援活動を実施する必要があります。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 水門の適正な維持管理や、災害時の水門等の迅速な閉鎖体制の確保等に取り組む必要があります。
- 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生を防ぐため、集中豪雨等を対象とした河川水路の冠水対策を推進する必要があります。
- 市街地等の浸水を防ぐため、下水道施設等の整備や老朽化、耐震・耐水化を推進する必要があります。
- 地域防災力強化のため、水防団等の活動強化に向けた取組が必要です。
- 市民が災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップを定期的に改訂し、周知する必要があります。
- 市民が安全に避難を行うため、避難マニュアルの作成や避難誘導體制の整備等、避難体制を構築する必要があります。
- 市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や支援活動を実施する必要があります。
- 自力での避難が困難である「避難行動要支援者」の避難行動の遅れによる死傷者の発生を防ぐため、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新や活用等を行う必要があります。
- 自力での避難が困難な方が多く利用する福祉施設での死傷者の発生を防ぐため、福祉施設における防災・減災対策を推進する必要があります。

1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 放置森林等適切に管理されていない森林が土砂災害を誘発する恐れがあるため、森林保全対策を推進する必要があります。
- 災害危険地区における居住者の人命を守るため、土砂災害に対するソフト及びハード施策の実施を図る必要があります。
- 市民が災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップを定期的に改訂し、周知する必要があります。
- 自力での避難が困難である「避難行動要支援者」の避難行動の遅れによる死傷者の発生を防ぐため、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新や活用等を行う必要があります。
- 市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や支援活動を実施する必要があります。

目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 物資等の輸送ルートとして、災害時の交通ネットワークが確保できるよう路線の整備や橋梁の適正な管理を推進する必要があります。
- 災害時に一定の給水を確保するため、水道施設の耐震化を推進するとともに、応急給水拠点・設備等の充実化を図る必要があります。
- 災害時の病院への電力の供給停止に備え、非常用電源設備の整備を進める必要があります。
- 食料や燃料等について、計画的な備蓄を推進する必要があります。
- 災害時に必要な物資等が市内で確保できない場合に備え、他の自治体との災害時相互応援協定の締結等による支援体制整備に取り組む必要があります。

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、災害時の交通ネットワークが確保できるよう路線の整備を推進する必要があります。
- 地域の救助・救急活動の拠点となる消防等の被災を防ぐため、老朽化した消防分署・出張所の整備が必要です。
- 効果的な救助・救急活動を行うため、消防体制の充実を図る必要があります。
- 市域の消防力のみで救助・救急活動が困難な場合に備え、近隣の消防機関との相互応援協定の締結等を進める必要があります。
- 地域防災力の向上のため、防災福祉コミュニティの活動支援、市民防災リーダーの育成や防災訓練支援、応急手当講習等に取り組む必要があります。
- 発災後であっても、地域が主体となって自主的な行動に取り組めるような地域づくりを推進する必要があります。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 帰宅困難者への対応として、交通モード間の接続や滞留スペースの確保、移動の円滑化などのための道路整備、交通ネットワーク、拠点整備、面整備等の事業を推進する必要があります。
- 一時避難場所として公園を活用できるよう、適切な整備や維持管理を行う必要があります。
- 避難所情報や公共施設・交通情報等を緊急用のホームページや SNS 等で発信する体制を整備する必要があります。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、災害時の交通ネットワークが確保できるよう路線の整備を推進する必要があります。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して災害時対応を行う必要があります。
- 医療施設の機能確保のため、施設の耐震化や非常用電源の確保等の対策等が必要です。また、必要な物的資源の確保に取り組む必要があります。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 災害時にも円滑かつ適切な斎場運営ができるよう、広域連携体制や必要物資の調達体制等を整える必要があります。
- 災害時に下水道機能を確保するため、処理施設や下水道管渠、ポンプ場等の整備や耐震・耐水化を推進する必要があります。
- 被災地域における感染症の拡大を抑えるため、避難所マニュアルの策定・改訂や感染症対策物資の備蓄等に取り組む必要があります。
- 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により疫病・感染症の発生や復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物の量に見合う仮置場の確保や適切な災害廃棄物処理が行える体制を構築する必要があります。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難所施設として利用する場合にも、良好な避難生活を提供できるよう、学校施設や公民館等の環境整備を推進する必要があります。
- 被災者の避難生活を支援するため、避難所マニュアルの策定・改定や避難所職員の適正配置、説明会及び訓練を実施する必要があります。
- 避難生活においても「避難行動要支援者」への適切な支援が行えるよう、避難行動要支援者名簿の更新や活用等を行う必要があります。

目標 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 現在の本庁舎は施設の老朽化や耐震性能に課題があることから、新庁舎の建設に向けた事業の推進が必要です。
- 災害時にも早期に各業務システムを復旧できる仕組みを構築する必要があります。
- 行政の機能不全は市の応急対策や復興に直接的な影響を与えることから、災害時にも行政機能が維持できるよう、各種災害への対応指針やマニュアルの作成、災害対策本部設置・運営体制等の災害対応体制を整備する必要があります。
- 災害によって行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となる事も視野に入れ、他の自治体や各種団体等との被災時の支援体制の強化を図る必要があります。

目標 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 災害に関する情報の収集や提供、効果的な利活用のため、防災関連の通信設備の強化に取り組む必要があります。
- 市民への確実な情報発信のため、ホームページや SNS 等を活用した災害情報の発信を行う必要があります。
- 災害時に避難者や滞留者が音声通話以外の通信手段を確保できるよう、防災拠点の Wi-Fi 環境整備に取り組む必要があります。
- 迅速かつ的確な消防救急活動を確保するため、通信機器の適切な維持管理を行う必要があります。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 災害に関する情報の収集や提供、効果的な利活用のため、防災関連の通信設備の強化に取り組む必要があります。
- 市民への確実な情報発信のため、ホームページや SNS 等を活用した災害情報の発信を行います。
- 災害時に避難者や滞留者が音声通話以外の通信手段を確保できるよう、防災拠点の Wi-Fi 環境整備に取り組む必要があります。
- 市民が災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップを定期的に改訂し、周知する必要があります。

目標 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- 輸送ルートの通行機能を確保するため、災害時の交通ネットワークが確保できるよう路線の整備を推進する必要があります。
- 企業のBCP（事業継続計画）策定を促進する必要があります。

5-2 食料等の安定供給の停滞

- 輸送ルートの通行機能を確保するため、災害時の交通ネットワークが確保できるよう路線の整備を推進する必要があります。
- 災害時に必要な物資等が市内で確保できない場合に備え、他の自治体との災害時協定の強化を図る必要があります。

目標 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 災害時に一定の給水を確保するため、水道施設の耐震化を推進するとともに、応急給水拠点・設備等の充実化を図る必要があります。
- 上水道の早期復旧のため、関係機関と連携対応できる体制を構築する必要があります。

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道の早期復旧のため、速やかに復旧作業が行える体制を構築する必要があります。
- 下水道施設の老朽化、耐震・耐水性能の不足等により、被災時に施設が機能不全となるのを防ぐため、下水道施設の整備や老朽化、耐震・耐水化を推進する必要があります。

6-3 鉄道・バス等交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 輸送ルートの通行機能を確保するため、災害時の交通ネットワークが確保できるよう路線の整備を推進する必要があります。
- 安全かつ円滑な交通の確保のために、適正な道路施設の維持管理を行う必要があります。
- 安全かつ円滑に移動できる交通環境を整えるため、交通安全施設の適切な整備を行う必要があります。
- 橋梁の被災による交通インフラの機能停止を防ぐため、橋梁の適正な管理を実施する必要があります。

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 水門の適正な維持管理や、災害時の水門等の迅速な閉鎖体制の確保等に取り組む必要があります。
- 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生を防ぐため、集中豪雨等を対象とした河川水路の冠水対策の推進等が必要です。

目標 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 道路整備、交通ネットワーク、拠点整備、面的整備、細街路整備、耐震性がないと判断された住宅・建築物の改修等の事業により、都市の防災機能の強化を図る必要があります。
- 市街地の不燃化を促進するため、準防火地域の指定や、危険空家の除却、道路・公園の整備等により、遮断帯・空地を確保する必要があります。
- 老朽化した市営木造住宅から入居者の住替えを促進し、除却等の整備を行う必要があります。
- 住宅用火災警報器の設置や事業所、危険物施設における火災予防を推進する必要があります。
- 市民が災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップを定期的に改訂し、周知する必要があります。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- 通行機能の確保として、災害時の交通ネットワークが確保できるよう路線の整備を推進する必要があります。
- 道路整備、拠点整備、面的整備等の事業により、都市の防災機能の強化を図る必要があります。
- 本市における住宅の耐震化率は 82%（平成 29 年度）となっており、木造住宅等の耐震化を促進する必要があります。また、ブロック塀等の倒壊に対する安全対策を進める必要があります。
- 耐震性能を満たさない市営住宅の倒壊対策を推進するとともに、老朽化した市営木造住宅については、入居者の住替えを促進し、除却等の整備を行う必要があります。
- 管理不全の空家等の崩壊等による道路の閉塞を防ぐため、空家等の適正管理や除却を行う必要があります。
- 下水道施設等の整備や老朽化、耐震・耐水化を推進する必要があります。

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生を防ぐため、ため池や土地改良施設の防災・減災対策、森林保全対策等を実施する必要があります。
- 市民が災害の危険性を事前に把握するため、各種ハザードマップを定期的に改訂し、周知する必要があります。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

○有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な処分や、「大阪府化学物質管理制度」に基づく、事業者の環境リスク低減の取組を促進する必要があります。

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

○森林の荒廃を防ぐため、森林の適正な管理や、ボランティア活動の支援等による森林保全管理等の取組を推進する必要があります。

○農地の荒廃を防ぐため、農地パトロールによる荒廃農地の把握や利用意向調査を行う必要があります。

目標 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により疫病・感染症の発生や復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物の量に見合う仮置場の確保や適切な災害廃棄物処理が行える体制を構築する必要があります。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や支援活動を実施する必要があります。
- 地域の迅速な復旧復興を図るため、地域が主体となって自主的な行動に取り組めるような地域づくりを推進する必要があります。
- 発災後の余震による建築物の倒壊等による二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を進める必要があります。
- 早期の被災者支援のため、迅速な罹災証明発行体制を整備する必要があります。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 道路整備、交通ネットワーク、拠点整備、面的整備等の事業により、都市の防災機能の強化を図る必要があります。
- 下水道施設の老朽化、耐震・耐水性能の不足等により、被災時に施設が機能不全となるのを防ぐため、下水道施設の整備や老朽化、耐震・耐水化を推進する必要があります。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 市の管理する文化財等の損失を防ぐため施設の耐震化や、郷土資料の滅失対策等に取り組む必要があります。また、建物の維持・保存に努める必要があります。
- 災害の未然防止と被害の軽減を図るため、災害に関する情報の分析や普及・教育活動に取り組む必要があります。
- 地域の迅速な復旧復興を図るには、地域が主体となって自主的な行動に取り組めるような地域づくりを推進する必要があります。
- 市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や支援活動を実施する必要があります。
- 災害による文化財の損失を防ぐため、文化財の所有者や無形文化財保存団体、天然記念物保存団体等に対する文化財保存支援事業を行う必要があります。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 道路整備、交通ネットワーク、拠点整備、面的整備等の事業により、都市の防災機能の強化を図る必要があります。
- 災害時の市民の安全確保や復旧活動を円滑に行えるよう農地を活用する必要があります。
- 被災後、官民境界が不明となり、復興が遅れる事態を防ぐため、境界確定及びデータ化を推進する必要があります。
- 災害からの復興の際に、産業振興や地域経済を活性化させるため、特定目的基金の積み立て等に取り組む必要があります。
- 被災者の速やかな生活再建のため、中小企業の事業再開に向けた支援を行う必要があります。

資料編 2 指標一覧

本指標は令和 2 年（2020 年）4 月時点での目標値となっており、関連計画の見直し等に合わせて適宜見直しを行います。また、基準値を明確にしていない指標については、直近年度の値を基準値とします。

指標	無料耐震診断及び既存建築物耐震診断補助制度による耐震診断実施戸数（累計）		
基準値	2017	目標値	2021
	713 戸		920 戸
担当部局	まちづくり推進部	関連計画	岸和田市まちづくりビジョン（第 4 次総合計画）第 3 期戦略計画
対応するリスクシナリオ	1-1、7-1、7-2		

指標	市有建築物（優先的に耐震化を実施する建築物）の耐震化率		
基準値	2018	目標値	2026
	81%		98%
担当部局	建設部	関連計画	岸和田市まちづくりビジョン（第 4 次総合計画）第 3 期戦略計画
対応するリスクシナリオ	1-1、7-1、7-2		

指標	駅と主要施設を結ぶ道路のバリアフリー化率（3 エリアの特定経路整備率）		
基準値	2017	目標値	2021
	66.8%		78.6%
担当部局	まちづくり推進部	関連計画	岸和田市まちづくりビジョン（第 4 次総合計画）第 3 期戦略計画
対応するリスクシナリオ	2-3、6-3		

指標	救急講習修了証年間交付者数		
基準値	2017	目標値	2021
	735 人		940 人
担当部局	消防本部	関連計画	岸和田市まちづくりビジョン (第4次総合計画) 第3期戦略計画
対応する リスクシナリオ	2-2、8-2		

指標	住宅用火災警報器の普及率		
基準値	2017	目標値	2021
	70.0%		78.0%
担当部局	消防本部	関連計画	岸和田市まちづくりビジョン (第4次総合計画) 第3期戦略計画
対応する リスクシナリオ	1-2、7-1		

指標	基幹管路等の耐震適合率		
基準値	2017	目標値	2028
	24.5%		38.0%
担当部局	上下水道局	関連計画	岸和田市水道事業ビジョン (令和2年(2020年)策定)
対応する リスクシナリオ	2-1、6-1		

指標	法定耐用年数超過管路率		
基準値	2017	目標値	2028
	27.2%		39.0%
担当部局	上下水道局	関連計画	岸和田市水道事業ビジョン (令和2年(2020年)策定)
対応する リスクシナリオ	2-1、6-1		

指標	法定耐用年数超過設備率		
基準値	2017	目標値	2028
	31.7%		37.5%
担当部局	上下水道局	関連計画	岸和田市水道事業ビジョン (令和2年(2020年)策定)
対応する リスクシナリオ	2-1、6-1		

指標	配水池の耐震化率		
基準値	2017	目標値	2028
	19.0%		67.0%
担当部局	上下水道局	関連計画	岸和田市水道事業ビジョン (令和2年(2020年)策定)
対応する リスクシナリオ	2-1、6-1		

指標	応急給水設備設置箇所数		
基準値	2017	目標値	2028
	6 箇所		8 箇所
担当部局	上下水道局	関連計画	岸和田市水道事業ビジョン (令和2年(2020年)策定)
対応する リスクシナリオ	2-1、6-1		

指標	微小粒子状物質や有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準達成割合		
基準値	2017	目標値	2021
	100.0%		100.0%
担当部局	市民環境部	関連計画	岸和田市まちづくりビジョン (第4次総合計画)第3期戦略計画
対応する リスクシナリオ	7-4		

指標	準用河川の改修率		
基準値	2017	目標値	2021
	93.2%		93.5%
担当部局	建設部	関連計画	岸和田市まちづくりビジョン (第4次総合計画)第3期戦略計画
対応する リスクシナリオ	1-4		

指標	都市計画道路の整備率		
基準値	2017	目標値	2021
	55.5%		58.6%
担当部局	建設部	関連計画	岸和田市まちづくりビジョン (第4次総合計画)第3期戦略計画
対応する リスクシナリオ	1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-2、6-3、7-1、7-2、 8-3、8-5		

指標	市民1人あたりの都市公園面積		
基準値	2017	目標値	2021
	8.6 m ² /人		8.6 m ² /人
担当部局	建設部	関連計画	岸和田市まちづくりビジョン (第4次総合計画)第3期戦略計画
対応する リスクシナリオ	1-1、1-2、2-3		

指標	学校便所の洋式化率		
基準値	2017	目標値	2021
	48.1%		68.1%
担当部局	教育総務部	関連計画	岸和田市まちづくりビジョン (第4次総合計画)第3期戦略計画
対応する リスクシナリオ	2-6		

指標	防災福祉コミュニティの数		
基準値	2017	目標値	2021
	69 組織		81 組織
担当部局	危機管理部	関連計画	岸和田市まちづくりビジョン (第4次総合計画) 第3期戦略計画
対応する リスクシナリオ	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、8-2、8-4		

指標	新庁舎建設		
基準値	2020	目標値	2028
	0%		100%
担当部局	総務部	関連計画	岸和田市新庁舎 整備基本計画
対応する リスクシナリオ	1-1、3-1		

岸和田市国土強靱化地域計画

令和3年2月策定

令和4年3月改訂

【発行】岸和田市

岸和田市岸城町7番1号

電話（072）423-2121（代表）

【編集】危機管理部 危機管理課

